

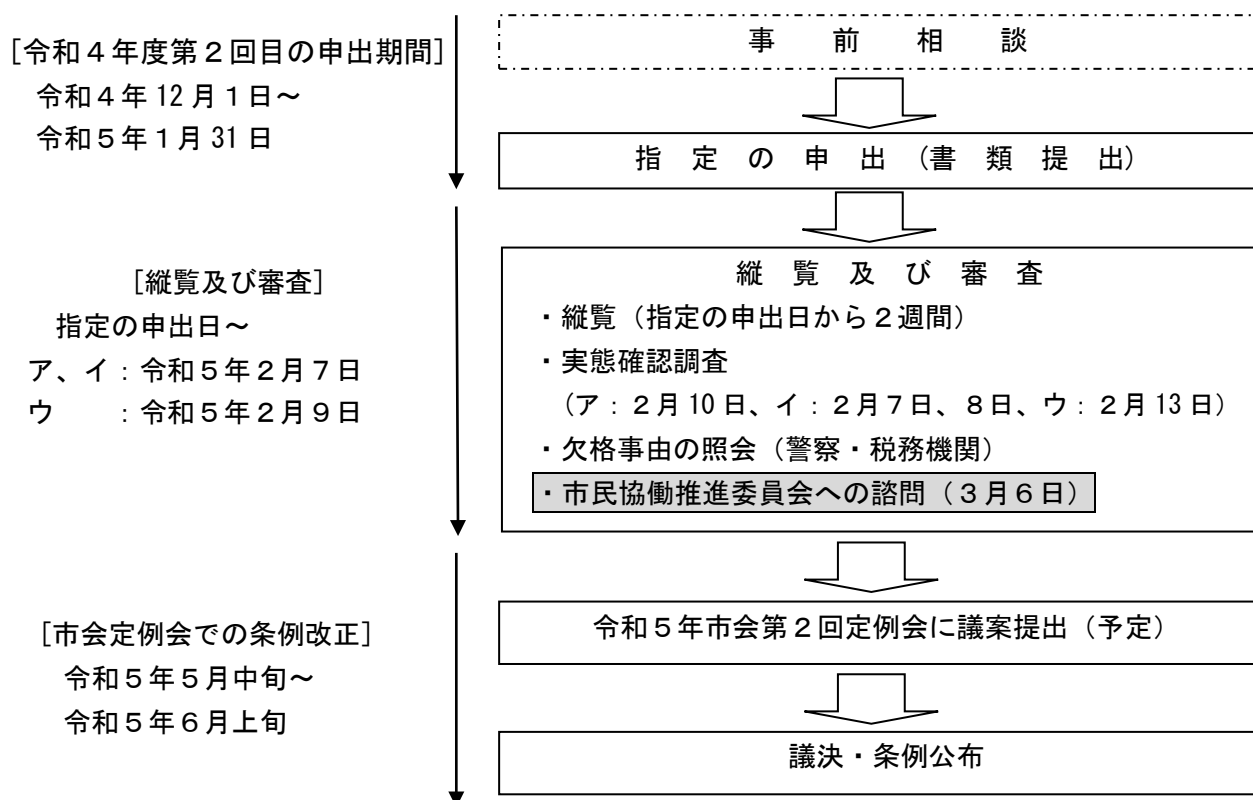
## 特定非営利活動法人の条例指定について

令和4年度第2回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

### 1 申出状況

- (1) 申出期間（令和4年度第2回目）  
令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）
- (2) 申出法人
  - ア 特定非営利活動法人 たんぽぽ会
  - イ 特定非営利活動法人 ユースポート横濱
  - ウ 特定非営利活動法人 森ノオト
- (3) 指定の基準の適合についての資料
  - 申出法人の概要 【資料8-2】
  - 申出法人の指定基準適合表 【資料8-3】
  - 申出法人の公益要件（指定基準2）の適合について 【資料8-4】

### 2 申出から指定までの流れ



### 3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

**【関係法令】**

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 4 条第 2 項（抜粋）

市長は、前項の規定により**指定のために必要な手続を行おうとするときは**、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 17 条第 1 項に規定する**横浜市市民協働推進委員会**（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

## 申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 たんぽぽ会	
代表者の氏名	理事長 紺野 広巳	
主たる事務所の所在地	横浜市旭区笹野台二丁目9番28号	
設立年月日	平成17年3月11日	
定款に記載されている目的	<p>本会は、子どもたちに対して集団の中で心身ともに健やかに成長することができる保育事業を行い、同時に産休明けすぐから長時間預けられる保育環境の実現によって父母の労働を保障し、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	
活動分野	<p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動</p>	
事業の概要	<p>(1) 保育事業 (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業</p>	
活動地域	横浜市旭区	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<p>【収支の概要】 (令和2年度) 収入合計 125,814,864円 支出合計 122,997,413円 収支差額 2,817,451円 (令和3年度) 収入合計 132,228,558円 支出合計 129,246,355円 収支差額 2,982,203円 (令和4年度(予算)) 収入合計 135,650,010円 支出合計 135,650,010円 収支差額 0円</p>	<p>【資産、負債等の概要】 (令和3年度末) 資産合計 273,563,181円 負債合計 172,347,924円 正味財産合計 101,215,257円</p>

## 申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 ユースポート横浜	
代表者の氏名	理事長 熊部 良子	
主たる事務所の所在地	横浜市中区相生町3-61 泰生ビル2階	
設立年月日	平成18年9月21日	
定款に記載されている目的	この法人の目的は、孤立状態にあることで困難を抱えている人に対して、その人がありたい姿に近づけるよう就労や生活に関する支援をし、支援を通じて発見した課題に取り組むことによって、社会に貢献することである。	
活動分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ul>	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労や生活に関する相談・援助活動</li> <li>(2) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業</li> <li>(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</li> <li>(4) 地域社会との協働による新しい働き方・働き場の創出</li> <li>(5) 職業紹介事業</li> <li>(6) 前各号に掲げる事業に関する政策提言・実行</li> <li>(7) 前各号に掲げる事業に関するコンサルティング</li> <li>(8) その他、目的を達成するために必要な事業</li> </ul>	
活動地域	横浜市西区、港北区	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<p>【収支の概要】 (令和2年度)</p> <p>収入合計 132,781,965円 支出合計 123,774,965円 収支差額 9,007,000円</p> <p>(令和3年度)</p> <p>収入合計 136,822,419円 支出合計 119,941,643円 収支差額 16,880,776円</p> <p>(令和4年度(予算))</p> <p>収入合計 137,087,012円 支出合計 133,785,510円 収支差額 3,301,502円</p>	<p>【資産、負債等の概要】 (令和3年度末)</p> <p>資産合計 73,335,405円 負債合計 9,962,492円 正味財産合計 63,420,913円</p>

## 申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 森ノオト																									
代表者の氏名	理事長 北原 まどか																									
主たる事務所の所在地	横浜市青葉区鴨志田町 818 番 3																									
設立年月日	平成 25 年 1 月 7 日																									
定款に記載されている目的	この法人は、広く一般市民を対象として、環境に配慮し持続可能な地域社会をつくるため、環境保全活動や環境啓発活動を通じて地域交流事業を行い、自然共生・地域循環型のライフスタイルを提案していくことで、人と自然、農が調和できるようなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。																									
活動分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) まちづくりの推進を図る活動</li> <li>(2) 環境の保全を図る活動</li> <li>(3) 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>(4) 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>(5) 経済活動の活性化を図る活動</li> <li>(6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li> <li>(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ul>																									
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境や社会活動の普及・啓発事業</li> <li>(2) 農体験、里山保全、環境教育などを通じた地域交流事業</li> <li>(3) 地産地消を推進する事業</li> <li>(4) 自然エネルギーを普及する事業</li> <li>(5) 男女共同参画を推進する事業</li> <li>(6) その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul>																									
活動地域	横浜市青葉区																									
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<p>【収支の概要】 (令和2年度)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">収入合計</td> <td style="text-align: right;">19,206,085 円</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td style="text-align: right;">19,641,680 円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td style="text-align: right;">△435,595 円</td> </tr> </table> <p>(令和3年度)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">収入合計</td> <td style="text-align: right;">22,515,017 円</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td style="text-align: right;">22,186,489 円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td style="text-align: right;">328,528 円</td> </tr> </table> <p>(令和4年度(予算))</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">収入合計</td> <td style="text-align: right;">29,069,000 円</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td style="text-align: right;">26,749,400 円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td style="text-align: right;">2,319,600 円</td> </tr> </table>	収入合計	19,206,085 円	支出合計	19,641,680 円	収支差額	△435,595 円	収入合計	22,515,017 円	支出合計	22,186,489 円	収支差額	328,528 円	収入合計	29,069,000 円	支出合計	26,749,400 円	収支差額	2,319,600 円	<p>【資産、負債等の概要】 (令和3年度末)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資産合計</td> <td style="text-align: right;">9,381,679 円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">5,321,872 円</td> </tr> <tr> <td>正味財産合計</td> <td style="text-align: right;">4,059,807 円</td> </tr> </table>	資産合計	9,381,679 円	負債合計	5,321,872 円	正味財産合計	4,059,807 円
収入合計	19,206,085 円																									
支出合計	19,641,680 円																									
収支差額	△435,595 円																									
収入合計	22,515,017 円																									
支出合計	22,186,489 円																									
収支差額	328,528 円																									
収入合計	29,069,000 円																									
支出合計	26,749,400 円																									
収支差額	2,319,600 円																									
資産合計	9,381,679 円																									
負債合計	5,321,872 円																									
正味財産合計	4,059,807 円																									

申出法人の指定基準適合表（指定基準2（公益要件）については、【資料8-4】参照）

要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 たんぼぼ会	特定非営利活動法人 ユースポート横浜	特定非営利活動法人 森ノオト
		判定		
指定基準1 市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合	適合	適合
指定基準2 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料5-4】参照	適合	適合	適合
運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること				
(1) ア 役員数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合	適合
イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合	適合
(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合	適合	適合
(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合	適合
(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合	適合
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること				
(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合	適合
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合	適合
ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合	適合
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別な利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合	適合	適合
次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること				
(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合	適合	適合
(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—			
エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
指定基準6 事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合	適合	適合
指定基準7 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合	適合	適合
指定基準8 設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合	適合	適合
欠格事由				
(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない				
ア 指定の取消があった日以前1年以内に理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
イ 認定又は特例認定の取消があった日以前1年以内に理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	適合
(2) 指定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
(3) 認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
(4) 特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合
(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合	適合	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	適合	適合
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	適合	適合
(8) 次のいずれかに該当する法人				
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	適合
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	適合
備考1 縦覧期間※中の市民からの法人に対する意見 ※たんぼぼ会、ユースポート横浜：令和5年1月24日（申出日）～令和5年2月7日 森ノオト：令和5年1月26日（申出日）～令和5年2月9日		無し	無し	無し
備考2 実態確認調査日		令和5年2月10日	①令和5年2月7日 ②令和5年2月8日	令和5年2月13日

## 申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準2：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人 たんぽぽ会	特定非営利活動法人 ユースポート横浜	特定非営利活動法人 森ノオト
		法人による説明内容（申請書のとおり）		
<b>ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</b>				
※ 次の(7)から(イ)の項目を総合的に判断				
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■過去の事業報告書等</li> <li>■補助金交付決定通知書・確定通知書</li> <li>■委託契約書</li> <li>■協働契約書</li> <li>■指定障害福祉サービス事業者指定書</li> </ul>	<p>当法人の事業である三ツ境たんぽぽ保育園は、保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に保護者にかわって保育する、横浜市が認可した横浜市認可保育所です。認可保育所は、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の基本施策1において、「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」の中に位置づけられています。認可保育所の運営費は、内閣府子ども子育て本部より横浜市を經由し支払われている施設型給付費及び、市が独自に保育士の加配をするための教育保育施設支援費が、横浜市子ども青少年局保育教育給付課より給付されています。</p> <p>また、一時保育事業は、横浜市が保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度です。当法人においても、2018年度～2022年度において実施しており、横浜市一時保育事業助成金が横浜市子ども青少年局保育教育給付課より給付されています。以上のことから、横浜市の施策に合致していると考えます。</p>	<p>横浜市子ども青少年局青少年育成課から若者サポートステーション事業、生活困窮状態の若者に対する相談支援事業などを受託し若者の自立支援施策に寄与している。また、横浜市健康福祉局生活支援課より就労訓練事業支援センター運営事業を受託し、有効な就労訓練実施に寄与している。特定相談支援事業「ユースポート」では障害福祉サービスに係る支援を行っている。</p>	<p>市民協働条例等で、横浜市の政策課題と合致した協働事業を実施。また、横浜市の政策啓発に関わる事業と当法人の掲げる特定非営利活動が合致した形での委託事業を多数実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラワーダイアログあおば事業</li> <li>・地産地消情報誌「はまふうどナビ」作成業務委託</li> <li>・私らしい子育て発見ツアー</li> <li>・3R夢な暮らしイベント実施委託業務</li> <li>・金沢シーサイドタウン総合再生支援事業における魅力発信の担い手支援業務</li> <li>・「金沢区の魅力発見・発信講座」企画運営業務委託</li> <li>・泉区ローカルライター事務局業務委託</li> </ul>
(4) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■過去の事業報告書等</li> <li>■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制</li> <li>■総会・理事会の議事録</li> <li>■帳簿類</li> </ul>	<p>年度ごとの事業計画を定め、予算に基づいて執行状況をチェックしています。認可保育所に、「子ども・子育て支援法第19条」に基づき、内閣府子ども子育て本部から支払われる施設型給付費が横浜市子ども青少年局保育教育給付課より給付されています。また、横浜市がより手厚い保育をするために、保育士の加配を独自に助成している補助金が横浜市子ども青少年局保育教育給付課より給付されています。この施設型給付費・助成金によって、安定して継続的に事業を行っています。</p>	<p>平成18年の法人設立以来、様々な事業を受託することによって安定的な財務状況にあり、事業計画をたてた上で活動を継続している。</p>	<p>5年分の事業計画を策定している。法人の組織基盤強化についても、中期経営計画(2021～2025年)に基づき、人材獲得と育成、寄付の拡大、ウェブリニューアルへの投資などを計画している。2023年度の認定NPO法人の取得に向けて組織基盤や管理体制の強化を実施している。</p>
(7) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パンフレット、広報誌</li> </ul>	<p>認可保育所の利用は、保育所の入所基準を満たした全ての児童に認められており、受益の機会は一般に開かれています。</p>	<p>すべての事業は広く一般の方が利用することができる。</p>	<p>委託事業は主に横浜市、神奈川県と、地方自治体であり、広くあまねく一般市民に受益の機会が開かれている。また、法人自主事業も、自治会・町内会や青葉区など実施エリアは地域性に紐づくが、世代や性別の区別なく、地域住民に開かれている。</p>
(イ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動資料</li> </ul>	<p>子育てを地域社会全体で行える環境が少なくなり、育児をしている親が孤立する状況が生まれています。こうした親を支援するために、保育所を利用していない方たちも対象に、育児相談や、地域の親子が交流できる場として、じゃが芋・さつま芋の収穫や、園庭開放などの交流保育を実施している。</p>	<p>事業を通して得た知見をまとめ、若者の実態や支援の必要性を訴える啓発活動を行っている。</p> <p>令和3年度の主な執筆は下記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市就職氷河期世代相談サポート付き集中プログラム事業の実施を通して得た知見を報告書にまとめ、今後の課題を横浜市へ提言。</li> <li>・若者自立支援中央センター発行「令和3年度地域若者サポートステーション事例集」への寄稿。</li> <li>・よこはま若者サポートステーション年度報告書(Empowerment)を毎年発行し、関係機関・行政・研究者等に配布。</li> </ul>	<p>寄付布の資源循環マーケットを含めた法人自主事業や、法人のビジョンである「地域や自然と調和した社会と、その担い手を育てる」(環境共生、地域循環、市民参画)と、ミッション「暮らしの足元から地域を編集し、一步を踏み出すきっかけをつくる」(市民参画)を強化できる企画については、積極的に民間助成金を獲得し、地域の魅力発信や課題解決に資する事業を創出している。</p>

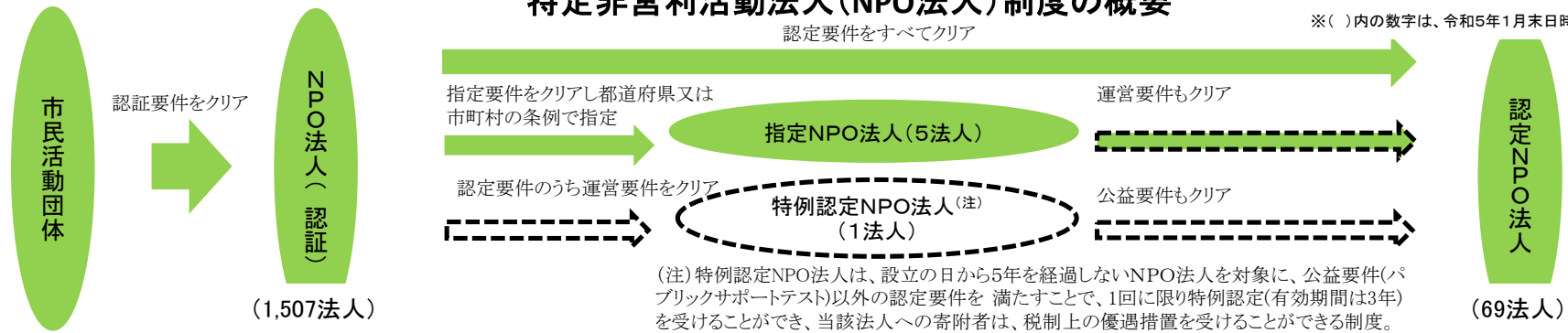


要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人 たんぽぽ会	特定非営利活動法人 ユースポート横浜	特定非営利活動法人 森ノオト
		法人による説明内容（申請書のとおり）		
<b>ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</b>				
※ 次の(ア)から(イ)の項目を総合的に判断				
(イ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動資料</li> <li>■パンフレット、広報誌</li> </ul>	<p>災害時に断水した時に使用するマンホールトイレを駐輪場に設置しており、災害時に地域の方たちが自宅のトイレを使用できなくなった時に、マンホールトイレを利用できるよう境友自治会と連携しています。</p>	<p>事業実施を通して得た知見を還元すべく、協議会等への参加や講師などを行い、若者の自立支援において地域に貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□横浜子ども・子育て会議／青少年部会及び子ども・若者支援協議会（こども青少年局総務部企画調整課）</li> <li>□横浜市発達障害者検討委員会（健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課）</li> <li>□令和3年度第2回かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議（神奈川県産業労働局労働部雇用労政課）</li> <li>□横浜西部エリア区生活困窮担当者連絡会</li> <li>□更生施設 横浜市中央浩生館（社会福祉法人 横浜市社会事業協会）職員研修</li> <li>□瀬谷区「青少年の自立に向けた講演会～若者達の生きづらさについて考える」（瀬谷区福祉保健センター生活支援課）</li> <li>□教育相談コーディネーター養成研修講座（神奈川県立総合教育センター教育人材育成課）</li> </ul>	<p>s当法人の行う事業は、自主事業、助成事業、委託事業の別に関わらず、全てが公益に資する特定非営利活動である。また、公園愛護会活動や町内会活動、地域の小中学校への出前授業等、収益化できない地域貢献活動等も一市民として積極的に参画している。</p>
<b>イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある</b>				
(7) 行政等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金交付決定通知書・確定通知書</li> <li>■委託契約書</li> <li>■協働契約書</li> <li>■帳簿類</li> </ul>	<p><b>横浜市からの認可・助成（こども青少年局）</b> 認可保育所として横浜市からの認可・助成を受けています。当法人の事業である三ツ境たんぽぽ保育園は、保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に保護者にかわって保育する横浜市が認可した横浜市認可保育所です。第2期横浜子ども・子育て支援事業計画の基本施策1において、保育所は「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」の中に位置づけられています。 [期間] 平成30年4月1日～現在</p>	<p><b>横浜市からの委託等（こども青少年局、健康福祉局）</b> 横浜市こども青少年局及び健康福祉局から委託を受け、地域の方々に対して就労支援及び社会的孤立を防ぐことを目的とした事業等を行っている。 ①若者サポートステーション事業（こども青少年局青少年部青少年育成課より委託） ②生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（①に付帯して委託） ③就労訓練事業支援センター運営事業（健康福祉局生活支援課から委託） ④特定相談支援事業「ユースポート」（健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課より指定） [期間] ①平成18年12月～現在 ②平成26年4月～現在 ③平成26年8月～現在 ④平成27年6月～現在</p>	<p><b>横浜市からの委託等（青葉区区政推進課・こども家庭支援課、環境創造局政策課・農業振興課等）</b> ① フラワーダイアログあおば事業～（青葉区区政推進課） ② 横浜の環境こども版 版下等作成業務（環境創造局政策調整部政策課） ③ 地産地消情報誌「はまふうどナビ」作成業務委託（環境創造局農業振興課） ④ 私らしい子育て発見ツアー業務委託（青葉区こども家庭支援課） ⑤ 都筑区民活動センター広報紙・市民ライター養成講座実施およびデザイン委託（都筑区地域振興課） ⑥ 横浜の農業・地産地消紹介動画制作委託（環境創造局農業振興課） ⑦ 金沢シーサイドタウン総合再生支援事業における魅力発信の担い手づくり支援業務委託（建築局） ⑧ 3R夢な暮らしイベント実施委託業務（青葉区地域振興課） ⑨ 泉区ローカルライター事務局業務委託（泉区区政推進課） ⑩「金沢区の魅力発見・発信講座」企画運営業務委託（金沢区区政推進課） ⑪ 寺家ふるさと村四季の家アンケート業務委託（環境創造局農政推進課） [期間] ①令和2年4月1日から令和4年3月31日まで ②令和2年4月3日から令和2年6月26日まで ③令和2年4月10日～令和3年2月26日、令和3年4月1日～令和4年3月4日まで ④令和2年4月10日～令和3年3月31日、令和3年4月1日～令和4年3月31日まで ⑤令和2年7月16日～令和3年3月2日、令和3年5月28日～令和4年3月4日まで ⑥令和2年9月7日～令和3年2月26日まで ⑦令和2年9月14日～令和2年12月25日、令和3年12月10日～令和4年3月31日 ⑧令和2年12月22日～令和3年3月31日、令和3年11月5日～令和4年3月11日 ⑨令和3年4月1日～令和4年3月31日 ⑩令和3年5月20日～令和3年11月30日 ⑪令和3年11月9日～令和4年2月18日</p>



# 特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※( )内の数字は、令和5年1月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) <b>公益要件</b> (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) <b>運営要件</b> 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) <b>公益要件</b> (下記のいずれかを満たすこと) ア 【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【絶対値基準】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) <b>運営要件</b> 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧  (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市の議決	(1) 書面審査  (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	<b>法人格の取得</b>  ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) <b>税制上の優遇措置</b> (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。  (2) <b>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</b>	<b>税制上の優遇措置</b> (1) <b>個人が寄附をした場合(税額控除の場合)</b> 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) <b>法人が寄附をした場合</b> 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) <b>相続人が寄附をした場合</b> 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) <b>当該NPO法人</b> みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法

## 条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・令3条例53・令4条例23・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 こまちぶらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番 地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで
特定非営利活動法人 たんぼぼ会	旭区笹野台二丁目9番28 号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 ユースポート横浜	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町 818 番地 の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで

条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を追加します。